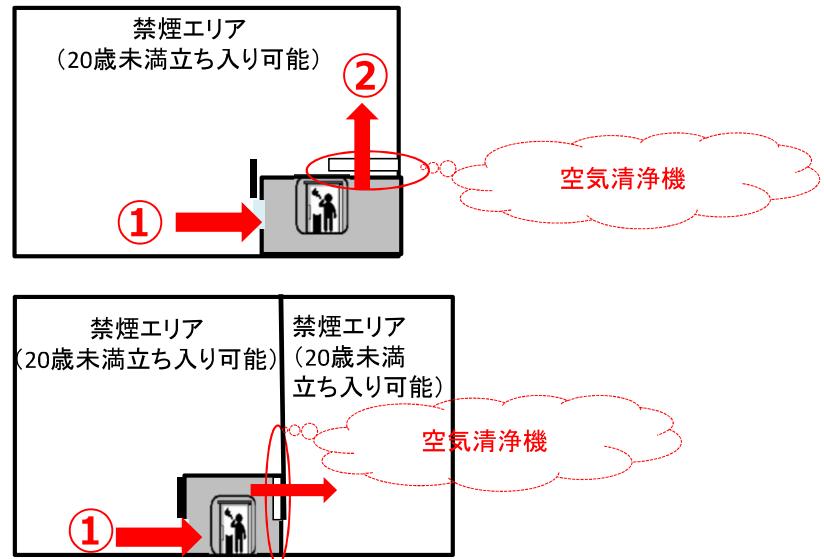


脱煙機能つき喫煙ブース（屋内排気型）のイメージ

<認められる例（イメージ）>



<認められない例（イメージ）>



①入り口における風速は0.2m／秒以上

②脱煙装置で浄化されたたばこの煙を喫煙ブース外の屋内（建物内）に排気

神奈川県では、条例により、特例県第2種施設以外の施設は、技術的基準の経過措置の適用を受けられず、屋外への排気が必須となりますので、ご注意ください。
※特例県第2種施設については、「特例県第2種施設について」のPDFファイル（川崎市の「受動喫煙防止対策」のページ内）をご覧ください。

②喫煙専用室内に空気清浄機を設置しているものの、
喫煙専用室外への排気は行っておらず、室内で空
気を循環させているのみ



①入り口における風速は0.2m／秒以上とはならない
(喫煙専用室内のたばこの煙が、空気清浄機で浄化されずに、そのまま喫煙専用室外に流出することがある。)